

大 個 審 第 6 4 号
(答 申 第 1 2 6 号)
平成 1 8 年 1 2 月 8 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 錦織 成史

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 1 8 年 1 2 月 8 日付け障計第 1 6 0 7 号で諮問のありました「障害者生活ニーズ実態調査」(以下「本件調査」という。)に係る大阪府個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 9 号に規定する目的外利用及び提供の禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、本件利用に関して例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

記

- 1 本件調査のために用いる個人情報の漏えいの防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- 2 本件調査に関与する職員は、所管の所属長があらかじめ定めた者に限定し、必要最小限の人数とすること。